

ロリーナ法典（一五三二年）やルイ法典（一六七〇年）に代表されるような秘密・糺問の刑事手続を批判し克服するため啓蒙的思想家によつて強く主張された。とくに、ベッカリーは、裁判を公開すべき理由として、「裁判は公然でなければならない。犯罪の証拠もまた公然のものでなければならぬ。そうすれば、社会をつなぐ唯一のきずなである世論が裁判に関与する者達の暴力と欲望を封じるクツワとなるだろう。そして民衆は言うだろう。「われわれは断じてドレイではない。われわれは法律に保護されている。こうした安心の感情は人々に勇気をふきこむ」と述べた。ベッカリーのこの主張は、裁判の公開を国民による裁判の監視・批判と結びつけ、これにより基礎づけた点で極めて優れたものである。これまでにも述べたところからも、明らかのように、裁判の公開はそれ自体として価値をもつというよりはむしろ国民による裁判の監視・批判の不可欠の前提として初めて絶対的な価値をもつからである。

啓蒙思想家たちの裁判公開の主張は、フランス革命後ヨーロッパ大陸の各國やアメリカで漸次実現され、近代的司法制度の支柱的な手続原則となつた。³

(3) 例えは、庭山英雄「裁判の公開」ジュリスト増刊「刑事訴訟法の争点」（一九七九年）一六八頁、香城敏麿「傍聴人の地位」（公判法大系II「公判・裁判II」）日本評論社、一九七五年）三四四頁以下をみよ。

(4) 田中耕太郎「裁判と報道の自由」ジュリスト一四五号（一九五八年）、平野龍一「刑事訴訟法」（有斐閣、一九五八年）一六六頁、前掲香城「傍聴人の地位」三三七頁など。

(5) 宮沢俊義「日本国憲法」（有斐閣、一九五五年）六九六頁。

(6) 前掲庭山「裁判の公開」一六八頁。

(7) 最高裁判所事務局「裁判所法逐條解説下巻」（法曹会、一九六九年）一四〇頁、同三八頁以下、前掲香城「傍聴人の地位」三三六頁、同三四五頁以下など。

(8) 対審を公開することが公衆を直接に騒擾その他の犯罪の実行をあおるおそれがある場合とか、猥褻その他の理由で一般の習俗上の見地から公衆に著しく不快の念を与えるおそれがある場合とかが公序良俗を害するおそれのある場合であるといわれる（前掲宮沢「日本国憲法」六九九頁、前掲最高裁判所事務局「裁判所法逐條解説下巻」一四頁以下など）。

一 まず初めに傍聴人の制限について
検討しよう。

依り又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得」(五十九条但書)と規定し例外を広く認めていた。

ところが第二次大戦後、日本国憲法は、前述のように裁判公開の原則を訴訟当事者(刑事被告人)の権利と一般国民の権利との両面から捉え、その各々について保障規定を置いた。これは、裁判の公開が訴訟当事者および主権者たる国民にとつての権利であることを規定することによってこの権利が形式的公正さのみならず実質的公正さにとつても不可欠のものであることを明らかにしようとしたものだと思われる。また憲法は、「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」があるときに公開停止を認めつつも、その手続を厳格にし(裁判官の全員一致でなければ停止できない)、公開停止をなしえない事件の範囲を広く認めるによつて(政治犯罪、出版に関する犯罪またはこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審については公開を停止できない)、公開の原則を絶対的性のかなり強いものとした。このようにして、裁判の公開は、その意義において実質的な、すなわち国民の正しい裁判批判を可能にし公正な裁判の実現に資しうるようなものでなければならず、それが停止できぬことは限らない。

場合によつては補助席や立ち見などが許されてもよい。傍聴券を発行し、その所持者を優先的に傍聴させることは、直ちに公開の原則の実質的意義を損うとはいえないであろう。ただし、次のような点が留意されなければならない。

第一に、多数の傍聴希望者が予想される場合には、できるだけ多くの傍聴人を収容できる広い法廷を使用することが努力されなければならず、このような努力をすることなく慢然と安易に傍聴制限の措置に赴くべきではない。まして、ほかに広い法廷が空いているにもかかわらずそれを使用することなく傍聴制限をとることは許されない。

第二に、傍聴券発行の件については一般公衆に事前に告知されなければならぬし、その配布の方法も傍聴人の不特定性を有するようなものであつてはならない。この点と関連し注目されるのは、報道機関の取扱いである。実務では、一般傍聴券と特別傍聴券との二種類を発行し、後者を報道関係者に交付することによつて報道機関を優先的に扱つてゐる。この取扱いは、裁判報道が裁判の実質的

と間接公開とが考えられ、前者は不特定かつ相当数の者が自由に裁判を傍聴できる状態にあることであり、後者はテレビ、ラジオ、新聞等を通じて裁判の様子が自由に大衆に伝達される状態にあることであるとされる³⁾。そして、憲法は直接公開を保障したもので、間接公開まで保障したものではないとする見解が多い⁴⁾。これに対しても、「傍聴の自由は報道の自由を含む」とし各種の手段による裁判報道は原則として許されるとする説（宮沢俊義）、間接公開のもつ現代的意義を重視し、直接公開とは独立にそれ自身として保障され実質化される必要があるとする説（庭山英雄）などが有力に提唱されている。裁判の公開の意義を前述のように実質的に捉えようとする立場からみれば、直接、間接を問わず公開が保障されなければならないことは当然だということになる。

号)、④はちまき、ゼッケン、腕章その他これに類するものの着用禁止とその着用者の裁判所庁舎立入禁止(裁判所庁舎管理規程一二条一〇号)、⑤速記、メモビリ放送、ラジオ放送の禁止(刑事訴訟規則二一五条、民事訴訟規則一一条)などが許されるとするのが一般的である。

さきにも述べたように、裁判の公開は絶対的性格がかなり強いものであり、その例外(公開停止)は憲法自らが定める。ように「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」がある場合に限つて認められるにすぎない⁽²⁾。したがつて法廷秩序の維持目地を理由に直ちに公開を停止することは認められない。この趣旨は、傍聴の制限についても及ぼされなければならない。法廷秩序の維持を理由に傍聴の厳しい制限を行なうことは傍聴人の不特定性を損うおそれがあり、ひいては公開の実質的意義を弱める危険をもつから、その制限は極力最小限度のものに抑えられなければならない。このような見地にたつて、傍聴制限の具体的問題について若干の検討を加えるにしよう。

上、裁判所傍聴規則二条一号ないし三

Nr. 333ff.

公開にとって不可欠であることを認める場合に是認されよう。

するのを相当でないと思料する物の持込を禁じさせる」ことができる、としている（一条二号）。

その他の一般人から傍聴の機会を不適に奪うものであってはならない（例えば、報道関係者に対してのみ傍聴を許すことは許されないことはもちろん、報道関係者と一般とのバランスを著しく欠く取

この所持品検査は、「法廷における秩序を維持するため必要があると認めるとき」(同規則一条本文)に法廷警察権の行使としてなされるものであるので、警察官職務執行法二条一項に従し、「異常

また、特定の報道機関に對して差別的取扱いを行なうことも許されない。⁽³⁾

な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して「法廷持込禁止物を所持している」と疑うに足りる相当な理由があると認められる場合に限定されるべきであり、無差別的、無条件的な所持品検査は許され

えは傍聴券交付時間までに傍聴に来ず傍聴券の交付をうけられなかつた者について傍聴席が空いてゐるにもかかわらずその傍聴を許さないとするような措置をとることは許されない。なお、実務では、

ないしなければならない。
銃器・凶器・爆弾物など人命に対する
殺傷力を有する危険物、旗、のぼり、ブ
ラカード、拡声機など番理の円滑な進行
を阻害するおそれのある物の法廷導入が

傍聴券の所持者でも開廷後は入廷を許さない例、傍聴人の交代を認めない例、一旦退廷した傍聴人の再入廷を認めない例などがみられるといわれる。法廷の静けさを持つ見事、つまむことの多い、いわゆる

禁止されることは、問題がない。

種の保持の節点から開延中の傍聴人の出入りを制限する必要の生ずる場合のあることは否定しえないかもしれないが、し

に問題があるか、その許否の権限は、本来、裁判所（または裁判長）の法廷警察権に委ねられている。ところが、昭和二

かし静穏を害しない場合にまで一律に右のような制限を行なうことは許されないであろう。

七年一月二五日付最高裁判所事務総長通達「昭和二七年一月開催の刑事裁判官会同において協議された法廷秩序維持に関する方針要綱について」（昭和二七年最高裁通達）は、「法廷における写真撮影は、裁判所において相当と認め、かつ、

被告人に異議がない場合には、開廷前に限り、これを許可すること。この場合、

身柄拘束中の被告人については、その手錠及び捕縄等を外し身体の拘束を受けていない状態において撮影させるよう留意すること。(一)「相当な衣服」ないし「不当な行状」と関連して問題となるのは、はちまき、ゼッケン、たすき、腕章、ブレード、バッジ、リボン、さらにはヘルメットなどと

を傍聴人を含む国民一般の良識と理性に委ねるべきか、それとも裁判所の法廷警察による権力的規制に委ねるべきかは、裁判の公開（傍聴の権利）および公

判所では所長)は「はちまき、ゼッケン、腕章その他これらに類する物を着用する者」の庁舎等(構内)への立入りを禁止しましたは退去を命じなければならぬ

（二六項） ラジオ、新聞等の報道機関の法廷における録音又は放送は、これを許さないこと（一七項）という方針を打ち出しており、その結果実務では互異最悪形まで至る。

き禁止され、また、録音・放送は全面禁止の状態にある。しかも裁判所庁舎管理規程が「裁判所の禁止に反し写真機、録音機その他これらに類する物を持ち込み、又は持ち込もうとする者」（一二条八号）の庁舎等への立入を禁止しているため、写真機・録音機は法廷へはおろか裁判所構内への持込みすらほぼ全面的に禁じられている（二章二節）。

3 次に傍聴人の入廷禁止についてみることにしよう。前述のように、裁判所傍聴規則は、①傍聴人の所持品検査、不相当物の法廷持込禁止などの措置に従わない者、②児童、③相當な衣服を着用しない者、④法廷において裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げまたは不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者、の入廷を禁じうるとしている（一条三号）。

これらのもののうち、①については検討するのみなので、②と③について検討して

の入構を禁止することはできないとすべきである。⁽¹³⁾

二 次に、旁聴人の選定、⁽¹⁴⁾、

ト)、写真撮影、録音の問題に移ろう。これらの問題は、一般に間接公開の問題とされ、裁判公開の保障が間接公開には及ばないことを理由こそ判明、見り、

いし禁止を当然視する考え方がある。しかし、報道目的をもたない速記、メモ、写真撮影、録音もあることからみて、間接公開の問題とすることには疑問がある。また、

区別をすることに、裁判公開の実質化の観点からみてどれほど本質的な意味があるかも疑問である。

題からみる」とことにしよう。これまで説いてきたように裁判公開の意義を実質的に捉え、それが主権者たる国民による正しい裁判批判を可能ならしめ、それによつて公正な裁判を実現するための不可欠の

装置(手続)であるとするならば、傍聴人が裁判(審理)の状況に関する認識や感想などを速記またはメモの形でノートすることは正しい裁判批判を行なうために必要な当然の権利であるといつましても

ばならない。刑事訴訟規則および民事訴訟規則が写真撮影、録音、放送については裁判所の許可が必要であるとして規制しながらメモについて触れておらず(速記については民事訴訟規則のみが規定し

ついて何ら規定していないのは、メモをつけるのである。最高裁判所事務総局「裁判所法逐條解説下巻」(三九頁)は、「法廷においてノートをとることは、特別の事情がないかぎり、裁判所の審理を妨げ、または法廷の威信を傷つけるとは考えられないのでは、通常の規制(七一Ⅱ)に服せなければ足りるとされたものであろう」と述べ、メモ禁止は例外の場合には認められるとしている。後にも検討するように、例外的にせよメモを禁止しなければならない場合があることは考えられないが、実務では報道機関を除く一般人のメモはほとんど禁止されているのが実情である。

では、法廷警察権により速記、メモを禁止する場合、その理由とされているのは一体なになのか。香城裁判官によれば、それは次のようなものだといふ。

第一に、速記、メモは証人・被告人等の関係人に對し心理的影響を与える供述をためらわせることがある。とくに敵対的傍聴人によるメモの場合はそうである。

第二に、速記、メモされた記録が訴訟外で公表され、被告人・証人等が不当な利益をうけ、ひいては裁判の公正な進行が妨げられるおそれがある。第三に、傍聴人が一齊にメモをとることにより法廷の静穏が害される。

しかし、これらの理由はいずれも極め

いてみれば、メモによる心理的影響種々のものがあり、公正な裁判にとつて一義的にマイナスのものであるとするとはできない。むしろメモが正確な供述をひき出すこともありうるからである。また仮に特定の敵対的傍聴人によるメモが裁判に対し好ましくない影響を与えると考えられる場合には（例えば、警察によるメモの場合など）、その傍聴人のメモを禁すれば足りるのであり、一般的に禁止する必要はない。次に第二の理由についてみれば、速記、メモに基づき裁判のもようが一般人によつて公表されることにより不利益が生ずる場合とは一体どのような場合かが問題である。審理の内容が誤り伝えられる場合とか、その公表により被告人、証人が糾弾される場合とかがそうであるという意見もある。⁽¹⁵⁾しかし、誤り伝えの点については、速記、メモを禁止した場合のほうがその危険があるかに高いことは説明の要がないほど明らかである。そうであるからこそ実務も、報道関係者のメモは無条件に許していいのである。メモの公表による被告人、証人の糾弾の点についてもメモ禁止の有無にかかわらずその危険があり、それが不法なものである場合には民事上または刑事上の責任追及の対象とされることにならう。そうでない場合には裁判公開に伴うものとして無視するまゝよ

い 第三の理由は、全くどるに足りない。
このようにして速記、メモを禁止すべき理由は見出し難い。それにもかかわらず、「一般的に速記、メモを禁止した上でこれを許すべき特別の理由のある場合に限りこれを認めることとしても不都合ではない」(香城)⁽¹⁹⁾という逆立ちした思考により事実上は一般人の速記、メモを全面的に禁じている実務の運用は、裁判の公開の実質的意義を損う違法な措置であるというべきである。⁽²⁰⁾

2 次に、写真撮影、録画、録音および放送について検討しなければならない。

これらについて刑事訴訟規則(二一五条)および民事訴訟規則(一一条)は、裁判所(刑事の場合)または裁判長(民事の場合)の許可が必要だし、その裁量に委ねている。ところが実務では写真撮影は報道機関に対しこく例外的に許される場合がある外はほとんど一律に禁止されており、録画、録音、放送は全面的に禁止されている。このような実務の運用を生みだしているのは、昭和二七年最高裁通達である。すなわち同通達は、「法廷における写真の撮影は、裁判所において相当と認め、かつ、被告人に異議のない場合には、開廷前に限り、これを許可すること。この場合に身柄拘束中の被告人については、その手錠及び捕じょう等を外し身体の拘束を受けていない状

「相当な衣服」ないし「不当な行状」に関する問題となるのは、はちまき、ツケン、たすき、腕章、ブレート、バジ、リボン、さらにはヘルメットなど着用する者である。これらが大なり小なりより意思表示的意味をもつて着用される場合、このようなものを着用しない携帯することは、「相当な衣服を着用しない」と「または「不当な行状」に該する」と見方が実務では圧倒的に強い。その理としては、①傍聴人の意思表示ないし威（テモнстレーション）を法廷で認めることは、一般人をして裁判所がその影響ないし圧力をうけたのではないから、いう疑惑を抱かしめるもので、裁判の公正しさを損う、②はしまき等の着用により一種異様な雰囲気が法廷に生じ、これが裁判官の正常な職務執行を妨げるの二点が主張されているが、とりわけ強調されるのが①の点であることはいうまでもない。

を傍聴人を含む国民一般の良識と理を委ねるべきか、それとも裁判所の法廷察権による権力的規制に委ねるべきかは、裁判の公開（傍聴の権利）および正な裁判との関係で慎重な考慮が望まるのである。前にも二つの理由のうちの①のような状況が生ずるおそれが著しい場合はともかく、およそ意思表示的意味をもつ物の着用・携帯はそれがたとえ腕章、プレート、リボン、バッジ、リンクのよう異様さが感じられず、しか一部の傍聴人によるもので、前記①のような状況をもたらすおそれが著しくな場合であっても一切許さない、とするは不适当であるとしたなければならない。

時裁判所によつてとくに問題視され厳しい規制が加えられたのは腕章とヘルメットであるが、腕章については裁判官の指導や次にのべる庁舎管理権に基づく規制の強化によって押し切られたというのが実情のようである。⁽²⁵⁾

4 これまでみてきたところでも明らかなように、はしまき等につき入廷禁止である措置をとるか否かは、裁判長の権限（法廷警衛権）に委ねられている。ところが、裁判所庁舎管理規程は、庁舎管理権者（最高裁判所では経理局長、高等裁判所では事務局長、地方裁判所・家庭裁判所では

性に廷警は「はちまき、ゼッソ、腕章その他これらに類する物を着する者」の戸舎等（構内）への立入りを禁止または退去を命じなければならぬと規定している（一二条一項二号）。これにより戸舎等の管理権者は裁判長の判断（法廷警察権）とは独立に、これとは無関係に傍聴規制をなしことなることになるわけである。

戸舎管理権については、その本質に付き、所有権の現われとする説（美濃部吉）、公法上の物権的支配権とする説（田中二郎）など見解が分かれている（しかし、いずれの説をどんにせよ、裁判所戸舎の管理には司法権の独立や公開裁判の原則の支配下にある法廷という特殊な場を含む建物の管理である点で特殊性が付着しており、したがつて裁判所戸舎管理権は法廷警察権によって制約をうけざるをえない場合のあることは異論のないところであろう。傍聴券の発行、法廷持入禁止、入廷禁止の措置など戸舎管理と密接に関連する事柄が裁判長の法廷警察権に基づく判断に委ねられているのは、それらが裁判の公開、ひいては裁判の公正さという司法の基本原則に直接に関わるものであるからである。

このような基本的観點からみれば、裁判所戸舎管理規程一二条一〇号には憲法違反の疑いがもたれる。少なくとも、裁判長の意向を無視してはまき等の着用者

